

消費生活センターに

ご相談を

市民交流課 ☎229-3313
 ☎229-3252
 ☎227-8070



津市消費生活センターでは、資格を持った相談員が悪質商法や商品事故など、消費生活に関する相談に応じます。どんな解決方法があるかを一緒に考え、どう交渉したらよいかを助言する身近な相談窓口です。万が一、消費者トラブルに遭ったときには、一人で悩まず、津市消費生活センターに相談しましょう。

過去3年間の相談件数と相談内容

	相談件数	主な相談内容
R4年度	1,305件	インターネットサイトの架空請求・不当請求、インターネット回線契約、情報商材、健康食品・化粧品などの定期購入、点検商法などの相談
R5年度	1,298件	
R6年度	1,251件	

津市消費生活センター

電話番号 ☎229-3313

ところ 市民交流課内(市本庁舎3階)

相談日 月～金曜日(祝・休日、年末年始を除く)

受付時間 9時～12時、13時～16時

対象 市内に在住・在勤・在学の人



出前講座をご利用ください

津市消費生活センターでは、消費者啓発の一環として出前講座を無料で開催しています。市職員または消費生活相談員が出向き、パンフレットや映像を使用しながら、悪質商法全般について市民の皆さんに分かりやすくお話しします。

申し込み 市民交流課へ

特殊詐欺等被害防止機器の購入に補助金を交付

自動で相手に録音することを通知した上で通話内容を録音する機能が付いた電話機、または固定電話の補助機の購入に対し、補助金を交付します。

対象 市内に在住の65歳以上で、市税の滞納がない人
 補助金額 機器本体の購入費の2分の1(上限5,000円)

申し込み 対象機器を購入した日から1カ月以内に、市民交流課または各総合支所地域振興課(生活課)へ

津市長からのメッセージ

消費者を取り巻く環境は、情報化や国際化の進展、少子高齢化などにより年々変化しており、高齢者を狙った架空請求詐欺や、市職員をかたった還付金詐欺など特殊詐欺が多発しています。また、成人年齢の引き下げに伴い、若者への消費者被害拡大も懸念されます。

これらのさまざまな消費者トラブルに対応するため、津市では平成19年に消費生活センターを開設し、専門の相談員を配置して相談・助言などを行うとともに、出前講座の開催等による啓発に努めています。また、今年度も特殊詐欺等被害防止機器の購入補助を継続します。

今後も、消費者トラブルを未然に防止するため、市民が信頼できる身近な相談窓口としての機能を充実・強化するとともに、警察署等関係機関と連携した啓発活動を行うなど、市民が安全で安心な消費生活を送ることができるよう、消費者行政の推進に取り組んでまいります。

津市長 前葉泰幸